

教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の音声データに係る公文書開示請求拒否処分取消請求控訴事件の控訴審判決について

本日、教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の音声データに係る公文書開示請求拒否処分取消請求控訴事件の控訴審判決が東京高等裁判所から言い渡されましたので、報告します。

事 件 名	公文書開示請求拒否処分取消請求控訴事件
判決言渡し日	令和6年4月24日 午前11時50分
判決の主文	1 本件控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

1 事件の概要

原告ら（控訴審における被控訴人ら）は、平成29年8月27日に行われた川崎市教育委員会会議の音声データ開示請求に対する同年10月6日付け拒否処分及び平成26年度、平成27年度、平成28年度の教科用図書選定審議会会議の全ての音声データの開示請求のうちその一部に対する平成29年7月25日付け拒否処分の取消しを求め、訴えを提訴した。

令和5年10月4日、原告らの訴えを認容する判決が言い渡され、本市が原判決の取消し及び被控訴人らの請求の棄却を求め、控訴したものである。

2 当事者

控訴人 川崎市（代表者 川崎市教育委員会）
被控訴人 東京都調布市在住者及び多摩区在住者

3 本市の主な主張

音声データは、容易に編集や分析が可能なもので、開示すると、委員において、不安を感じたり、不安を感じて発言を差し控えたりするという具体的なおそれを感じさせるものであり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、教育委員会及び教科用図書選定審議会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示となる公文書である。

4 事件の経過等

(1) 原審（横浜地方裁判所）

ア 提訴日	令和2年 9月25日
イ 第1回口頭弁論期日	令和2年12月16日
ウ 第13回（最終）口頭弁論期日	令和5年 5月17日
エ 判決日	令和5年10月 4日

(2) 控訴審（東京高等裁判所）

ア 控訴日	令和5年10月17日
イ 第1回口頭弁論期日	令和6年 3月 6日
ウ 判決日	令和6年 4月24日

問合せ先

（教育委員会会議に関すること）

川崎市教育委員会事務局総務部庶務課 伊藤

電話 044-200-3258

（教科用図書選定審議会に関すること）

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 新田

電話 044-200-3284